

下関市モーダルシフト利用促進補助金交付要綱

制定 平成24年5月1日

改正 平成25年4月1日

改正 平成26年4月1日

改正 平成29年3月13日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化等の環境問題解決へ向けて、環境にやさしい鉄道貨物輸送の利用促進を図り、温室効果ガスの排出量削減と本市産業にとって重要な輸送基盤である鉄道輸送の機能強化を目的に、下関から鉄道輸送する貨物の集荷等に対して補助する下関市モーダルシフト利用促進補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助対象事業者等)

第2条 補助対象となる事業は、荷主から依頼された貨物のコンテナによる輸送を日本貨物鉄道株式会社山口営業支店下関営業所（以下「下関貨物駅」という。）から鉄道を利用して行う事業（4月1日から翌年の1月31日までに行われたものに限る。以下「補助対象事業」という。）とする。

2 補助対象となる事業者は、荷主から貨物のコンテナによる輸送を受託した第二種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第24条第1項に規定する第二種貨物利用運送事業者をいう。）で補助対象事業を行うもの（以下「補助対象事業者」という。）とする。

3 補助の対象となる貨物（以下「補助対象貨物」という。）は、補助対象事業者が集荷した貨物のうち、下関貨物駅からの輸送距離が500キロメートル以上先の貨物駅に発送する貨物で次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 過去3年度間に鉄道利用実績（下関貨物駅から鉄道を利用して貨物を輸送した実績をいう。以下同じ。）のない荷主の貨物（以下「新規貨物」という。）

(2) 過去3年度間に鉄道利用実績のある荷主の貨物で、過去の鉄道利用実績にはない新たな納品先への貨物（以下「既存貨物」という。）

(補助金の額及び補助金の上限額)

第3条 市長は、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、補助金の額及びその上限額は、別表のとおりとする。

(登録の申請)

第4条 補助対象事業者として登録を申請しようとする者は、下関市モーダルシフト利用促進補助対象事業実施登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象事業者であることを証明する書類
- (2) 鉄道輸送貨物の年間取扱実績（過去3年分）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助対象事業者の登録）

第5条 市長は前条の規定により補助対象事業者から申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときには、補助対象事業を実施する事業者として決定し、登録する。（以下「登録事業者」という。）

（登録の条件）

第6条 市長は、補助対象事業を実施する事業者として登録する場合において、当該補助対象事業の目的を達成するため必要があると認めるときは、登録事業者に条件を付することができる。

（決定の通知）

第7条 市長は、第5条の規定により登録事業者を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を下関市モーダルシフト利用促進補助対象事業実施登録完了通知書（様式第2号）により登録事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、第5条の審査により、補助対象事業を実施する事業者として登録が適当でないとき、補助対象事業を実施する事業者として登録しない旨を申請者に通知するものとする。

（登録申請の取下げ）

第8条 登録事業者は、第7条の規定による通知を受けた後に補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、書面により当該登録の申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る登録の決定はなかったものとする。

（毎月の報告）

第9条 登録事業者は、補助対象事業の毎月の輸送実績を補助対象事業を実施した月の翌月の10日までに次に掲げる必要書類を添付した下関市モーダルシフト利用促進補助対象事業輸送実績報告書（様式第3号）により市長に報告しなければならない。

- (1) 下関貨物駅の利用が確認できる書類
- (2) 取扱貨物が補助対象貨物であることが確認できる書類

（補助事業の変更に係る承認の申請等）

第10条 登録事業者は、補助対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助事業の遂行の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けた場合には、登録事業者としての登録を取り消し、

又はこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項の場合において、登録事業者にその内容を通知するものとする。

(交付申請及び実績報告書の提出)

第11条 登録事業者は、補助対象事業が終了したときは、速やかに補助対象事業の成果を記載した下関市モーダルシフト利用促進補助金交付申請書兼輸送実績報告書(様式第4号)を作成し、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による交付申請書兼輸送実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、登録事業者に下関市モーダルシフト利用促進補助金交付確定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(是正のための措置)

第13条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の実績又は成果が、当該補助事業の目的及びこれに付した条件に適合しないと認めるとき等は、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを登録事業者に対して指示することができる。

2 第11条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の交付の請求)

第14条 第12条の規定による通知を受けた登録事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、下関市モーダルシフト利用促進補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の一部を交付することができる。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条第1項の規定により登録事業者から補助金の交付の請求があったときは、当該請求書の内容を審査し、適当と認めるときは、当該補助金を登録事業者に交付するものとする。

(関係書類の整備)

第16条 登録事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し及び補助金の返還)

第17条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決

定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金の申請書類等に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関して不正行為があったとき。

(3) 登録事業者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号から第5号に規定する団体をいう。)及び暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有することが判明したとき。

(4) その他市長が補助金を交付することが不適当と認めたとき。

2 登録事業者は、前項の規定による補助金の交付の決定の取消しがあった場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付を受けた補助金があるときは、市長が命ずるところに従い、これを返還しなければならない。

3 前2項の規定は、第12条の規定による補助金の確定があった後においても適用する。

(検査等)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、登録事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行に関し必要な指示をし、又は帳簿その他関係書類を検査することができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに登録された登録事業者に対する補助金については、この要綱は、同日後においても、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前日に交付を決定した補助金については、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

貨物の種別		補助金の額（円）（コンテナ1個当たり）			同一荷主に対する補助金の上限額（円）
		下関貨物駅からの輸送距離（km）			
		500km 以上 700km 未満	700km 以上 1,000km 未満	1,000km 以上	
新規貨物	12ft	17,000	21,000	30,000	500,000
	20ft	29,000	37,000	51,000	
既存貨物	12ft	5,000	6,000	9,000	
	20ft	8,000	11,000	15,000	